

議員提出議案第7号

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員
定数改善計画の早期完結、並びに教育予算の充実にに関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣に意見書を提出する。

平成9年6月24日

提出者 三朝町議会議員 岩本君美

提出者 三朝町議会議員 岡本岩夫

賛成者 三朝町議会議員 倉本良人

賛成者 三朝町議会議員 御船征夫

平成9年6月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員
定数改善計画の早期完結、並びに教育予算の充実にに関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかるに、政府は、1985年より義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、1991年以降、共済費追加費用の国庫負担率の引き下げを行い、1994年からは一般財源化することとした。特に今年度、財政構造改革会議は1998年度予算編成に当たり、文教予算についても聖域なく見直すとして、学校事務職員・学校栄養職員の給与を国庫負担の対象から除外するとともに、教職員定数改善計画を凍結する意向であると伝えられている。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与えるばかりでなく、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって政府に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実に強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月24日

鳥取県三朝町議会